

議案第 22 号

石岡市石岡駅前広場駐車場条例及び石岡市都市公園条例の一部
を改正する条例を制定することについて

石岡市石岡駅前広場駐車場条例及び石岡市都市公園条例の一部を改正する
条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9
6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

令和 6 年 4 月から石岡市石岡駅西口交流施設駐車場を公の施設として設置
し、当該施設に係る使用、管理等について定めるため。それに伴い、石岡ス
テーションパーク駐車場が廃止になるため。

石岡市石岡駅前広場駐車場条例及び石岡市都市公園条例の一部を改正する条例

(石岡市石岡駅前広場駐車場条例の一部改正)

第1条 石岡市石岡駅前広場駐車場条例（平成17年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

石岡市石岡駅西口交流施設駐車場	石岡市国府一丁目1892番地3
-----------------	-----------------

第5条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 石岡市石岡駅西口交流施設を利用する者が、石岡市石岡駅西口交流施設駐車場を使用するとき。ただし、駐車開始から90分間までを限度とする。

(石岡市都市公園条例の一部改正)

第2条 石岡市都市公園条例（平成17年石岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を削る。

別表第8を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。